

鳥取市障がい者トライアル雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障がい者雇用奨励金（以下「本奨励金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本奨励金は、事業者が障がい者雇用の理解を深め、障がい者の雇用機会の拡大及び定着を図ることを目的として交付する。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、次条に定める対象労働者を新たに雇用した事業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(対象労働者)

第4条 対象労働者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鳥取市に住所を有する者
- (2) 国の「障害者トライアル雇用制度」に基づき雇用され、国のトライアル雇用助成金の支給対象となる障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に定める障害者）

(交付対象者)

第5条 本奨励金の交付の対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に事業所を有する者であること。
- (2) 申請日において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項で定める法定雇用率を達成していない者であること又は達成の義務がない者であること。
- (3) 本市の市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、対象労働者1人の雇入れにつき、1月当たり15,000円とする。

- 2 対象労働者がトライアル雇用期間内に離職等をした場合において、雇用期間が1月に満たないとき、又は1月を単位とする月の途中で離職等をしたときは、当該1月に満たない月又は当該月の途中で離職等をした月については、奨励金を交付しない。
- 3 奨励金の交付の回数は、当該年度ごとに一事業者につき対象労働者3人分までを限度とする。

(交付申請)

第7条 本奨励金の交付を受けようとする者は、国のトライアル雇用助成金の支給決定日から3か月以内に、規則第4条に規定する申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用確認書(様式第1号)
- (2) 市税等納付状況確認同意書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(着手届の提出)

第8条 本助成金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 本助成金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。